

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

自治振興基金条例施行規則（昭和46年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
	事業	施設等			事業	施設等	
公共	[略]			公共	[略]		
施設	産業振興施設整	[略]	[略]	施設	産業振興施設整	[略]	[略]
等の	備事業	観光施設	遊歩道、休憩所、展望	等の	備事業	観光施設	遊歩道、休憩所、展望
整備			施設、宿舍、野営場そ	整備			施設、宿舍、野営場そ
事業			他の観光施設の新設	事業		<u>工業団地</u>	<u>用地の取得及び造成</u>
	[略]				[略]		
	[略]				[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。